

## 第五章 大正・昭和時代

### 第一節 大正時代

明治四十五年（一九一三）七月三十日、明治天皇が崩御し、皇太子嘉仁親王殿下が踐祚されて大正と改元された。

大正の初頭は、明治末からの農業恐慌で農産物の値下がりがつづき、農村は大不況に苦しんでいたが、特に養蚕に大きく依存している本県では、繭の値下がりによる打撃が深刻をきわめた。県の統計書によれば、明治四十年には一石（三七・五ギロ）当たり五十円六十二銭であった繭の平均相場が、明治末から統落し大正四年には三十二円八十六銭という最低値を記録し、養蚕農家を苦境におとしいれた。

殊に郡内地方の養蚕は国中地方より生産性が劣り、中でも気候風土に恵まれない富士北麓の鳴沢村などは、一段と生産性が低かったため、繭による打撃は致命的なものであったが、他にこれに代わる副業もなかったため、唯一の現金収入源として固守しており、村の統計によれば、繭安最低の大正四年でも、耕地は水田はなく畑四百六十八畝のうち、四五％の二百一十一畝が桑畑で、二百二十七戸の農家のほとんど全部が蚕を飼育している。

#### 繭が安ければ倍つくれ

ところで養蚕農家の多くは、早くから「繭が安ければ倍つくれ」の増産で、養蚕不況をカバーしてきたが、火山礫土の高冷地という悪条件の富士北麓にある鳴沢村は、桑園に凍霜害が多く増産の達成には困難を伴った。凍霜害のお

それがあるとかれば、「いぶしにしろやーい」と声をかけ合つて全農家が夜中に出勤して木の枝や下草を集め、これを所要所に積み重ねてイブシ焼（燻煙法）を行い、桑を凍霜害から守つたものである。

こうした苦心を重ねて、繭値最低の大正四年にも、明治四十年の一・五倍の六百五十八石（二四・六七五キ）を收購し、二万一千六百二十一円をあげ不況を乗り越えている。

ところで養蚕には及びもつかないが、村には古くから「スズ切り」という、竹細工の材料のスズ竹を採取して売る副業が古くから行われており、不況時には結構これが窮乏する農家生計の補いとなつていた。

畑仕事のできない晩秋ともなれば村人は、越冬用の薪炭材手当ての山仕事にかかり、最後にスズ切り作業を終えて冬を迎えた。スズ竹は富士山精進口登山道二合目近くの、通称ハケンというところに多く群生しており、鳴沢村など恩賜林組合の中のスズ竹採取組合が管理していた。スズ切り作業には夜も明けやらぬ午前四時ごろから、隣近所で誘い合い隊列を組んで出勤し、午前八時ごろ切り場に到着、午後三時ごろまでにひと担ぎ分（五〇―六〇キ）を採取し、背負つて下山宵闇に包まれるわが家にたどりつくというきつい仕事であつた。採取した竹は小立・勝山の竹細工業者に売り渡したが、この副業も昭和八年に竹の花が咲いて竹が全滅したので終わりを告げた。

農村が不況に苦しんでいた大正三年（一九一四）六月、第一次世界大戦が勃発した。わが国も連合国側に加担して八月参戦、中国にあつたドイツの根拠地青島を攻略した。

大戦勃発でわが国には軍需品の注文が殺到し、貿易の好調から景気は急上昇、殊に滞貨生糸の輸出で農産物価格も騰貴し、大正四年に最低値を示した繭価も、大正八年には石当たり百円二十三銭とはね上がり、大いに農家経済をうるおした。この好況期に鳴沢村でも養蚕が活況を帯び、桑園も大正七年の二百五十八畝を頂点に拡張され、全耕地面積の五二―五四％を占めて普通畑を上回り、收購量も年々累増し大正九年には九百二十八石（三四・八〇〇キ）で一躍

九万三千十三円の収入をあげたが、このような好況は甚だしい物価騰貴をもたらし、大正五年以降急上昇し八年には頂上に達し、元年を基準としてみれば、食料品は大体二倍、衣料・燃料などは三倍にも達し、一般家庭経済をおびやかした。

また米も奸商（かんしょう）の思惑による買い占め、売り惜しみで三倍近く暴騰し、甲府でも七年八月には三等米一俵が十九円二十銭と、前年同期の二倍となった。こうした中で八月三日富山県魚津町で、漁家の主婦たち二百人が米穀商に殺到し米の廉売を迫るといふ騒ぎがおこり、これが米騒動として報道されるや、たちまち全国に波及し主要都市で一斉に同じ騒動が発生した。

### 甲府の米騒動

『山梨県政百年史上巻』によれば、八月十四日市民有志が計画した、舞鶴公園での米価引き下げのための市民大会

### ●若尾邸の焼失

一昨十五日夜十二時頃より市内山田町若尾謙之助氏本邸に火災起り昨夜一時頃に至りて流石に廣き構内に唯一棟の土蔵を除くものみにて堅牢壯大なる本宅義座敷並に数棟の土蔵等凡て焼失したり但し原因は失火にあらず尙ほ他に類焼の厄に罹りしものなし

大正7年8月・山梨日日新聞

の開催は、甲府署の警告で中止し、「米価調節団」を組織して、米穀商や地主を訪問、折衝を重ね、白米一俵十二円で廉売するという約束を取りつけたが、十五日になって市民大会が開かれるという流説が伝わり、午後十時ごろまでに太田町公園に参集した五千名近い大集団は、山田町の若尾本家へ殺到し手当たり次第に打ちこわし、本館・倉庫など数カ所に放火して全焼させた上、暴徒化した集団は数組に分かれて、百石町若尾倉庫、金手町坂本穀店、市外国母の若尾製糸などを襲撃し暴行を働いたが、当局の要請により出動した甲府連隊によってようやく鎮圧された。

この事件が県内に伝わるや、十六日夜市川大門町、十七日夜増穂村など

で連鎖的に事件が発生し、その他にも不穏の動きがあったが、当時の食生活が、米とはおよそ縁の遠かった鳴沢村では影響を受けることは少なかった。

ちょうど大正七・八年ごろには、大正デモクラシーの風潮が広がりをみせていたので、米騒動をきっかけに農民運動が盛り上がり、農民の窮乏は高率の小作料にあるとして、小作料の減免を要求する組織的な運動が展開され、米穀主産地の国中地方を主にいわゆる小作争議は、大正八年九件、十年十八件、十一年四十一件と激増していった。また郡内地方にも大正末年には農民組合運動も波及していったが、山村や雑穀地帯では農民組合の組織も規模も小さく、争議の手段も穏健で運動も長続きしなかった。

ことに鳴沢村は水田はなく畑作一本の狭い耕地で、小作地も少なく小作農家も少数で、物納するだけの収穫もなく、小作料は、小作人が地主の農作業に従事し、その手間賃で換算して納めるという、村特有の小作慣行が守られてきたので、農民組合運動の入り込む余地は全くなかった。

#### スペイン風邪流行

また大正七年の末から八、九年にかけて、世界的に流行し多数の死者を出した、悪性流行性感冒が、七年十一月河口湖畔船津村に侵入してぐんぐん広がり多数の患者と死者が続出した。現在とは異なり病原菌もわからず、予防医学も進んでいなかったため、猛威を振るうにまかせざるはなかつたが、特に普通のはやり風邪と軽視し、無理を押し通そうとした青・壮年者に死者が多かったので、スペイン風邪といって次第に脅威を感じるようになり、河口村では暮れも押し迫った十二月二十八日夜、村長以下村の顔役が浅間神社に集まり、かなわぬときの神頼みで、神官を祭主に厄払いの祭事を執行しているが、流感はずさるに広がっていった。

鳴沢村もまたこの風邪には苦しめられたが関係資料がなくくわしいことは分からない。村が大正十四年末現在で調

大正各年の人口増加状況

年次	年末現在人口	一年間の増加数	百分比	備考
大正3年	989人	23人	2.33	流感のため 〃
4年	1,019	30	2.94	
5年	1,043	24	2.30	
6年	1,066	24	2.25	
7年	1,081	15	1.38	
8年	1,083	2	0.18	
9年	1,087	4	0.37	
10年	1,106	19	1.71	
11年	1,126	20	1.77	
12年	1,145	19	1.66	
13年	1,160	15	1.30	
14年	1,171	11	0.94	

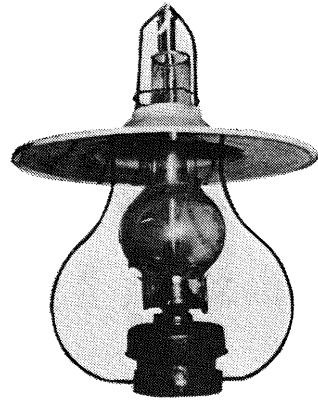
水系に二発電所をもち、瑞穂・福地村をはじめ、河口湖畔など十カ村の区域に、大正二年から順次配電してきたもので、船津村などは大正四年六月から点灯され、ランプや行灯生活あんどんから解放された村民は、夜の村が昼のように明るくなったと歓喜したことを、河口湖町誌は伝えている。

鳴沢村は配電区域の最末端にあつたので、船津村などより四年も遅れ大正八年にやっと配電された。それまでの灯火はランプもあつたが、行灯や囲炉裏火で過ごしているものもあり、概して夜間照明は乏しく多くは不自由な暗闇生活にたえていた。

査した、大正三年より大正十四年に至る十二年間の、各一年間の人口増加数およびその百分比は別表の通りで、大正八、九年の増加数がきわめて少なく、その理由として流感のためと付記していることにみても、大正八、九年のスペイン風邪の流行により、鳴沢村でも少なくとも年間十数名から二十名前後の犠牲者を出したわけである。

明るい電灯がついた

大正年間の明るい話題に電灯の導入がある。村に電灯がついたのはいつかはつきり分からないが、古老の話によれば大正七年に東京から産業組合中央会頭の平田東助子爵が来村したときには電柱もなかったというが、村内に大正八年十一月分電灯料という、宮川電灯会社の電料受領証（渡辺和一郎氏蔵）があるので大正八年には電灯がついていたことがわかる。宮川電灯は瑞穂村（富士吉田市）に本社をおき、桂川



石油ランプ

村への配電がきまるや、点灯を待ちこがれていた村民の多くが電氣を導入したが、ほとんどが五燭（二〇ワツ）一灯だけであった。それでもランプや行灯よりも明るく、しかも油を注入したり、ホヤを磨いたりするという手数もいらす、夕方ともなればひとり点灯し終夜明け方まで照らしつづける電灯は、長く闇黒生活を生きてきた村民には、なによりもうれしくありがたく、思わず歓声をあげたことであつた。

○燭（四〇ワツ）が六十銭で、このうち六銭は養蚕期やその他必要時に使う臨時灯用の、コードなどの器具料金であつたが、いづれにせよ明るく便利なだけに、ランプや行灯にくらべて料金は高かつたので、電灯引き込み早々より全需要者から値下げの要望が強かつた。

配電区域の各村では代表者をあげ、電灯料値下げ要求委員会を設けて、会社と値下げ交渉を重ねてきた結果、昭和三年十一月三十日から会社側が需要者の要求を入れて別表のように値下げを断行したが、値下げ額は小さくあまり需要者の負担軽減にはならなかつた。

なお破損電球の交換料は十六燭が四十銭、二十四燭から五十燭までが五十銭、百燭が八十銭であつ

電 灯 料 金		
燭	前 料 金	値 下 げ 料 金
8	48	44
10	57	53
16	75	65
24	90	80
32	1.05	95
50	1.40	1.25
1.00	2.10	1.90

動 力 料 金		
馬 力	前 料 金	値 下 げ 料 金
1	6.00	5.00
	10.00	9.40
3	18.00	16.00
	30.00	28.00
5	28.00	25.50
	47.00	44.50
10	54.00	48.00
	90.00	84.00

国勢調査14回の結果

年次	世帯数	総人口	内訳		△減	
			男	女	前回	比減
大正9年	371	1,876	911	965		—
〃 14年	366	1,865	898	967	△	11
昭和5年	360	1,934	930	1,004		69
〃 10年	405	2,226	1,160	1,066		292
〃 15年	382	2,096	1,004	1,092	△	130
〃 20年	410	2,296	1,086	1,210		200
〃 25年	424	2,316	1,087	1,229		20
〃 30年	423	2,244	1,062	1,182	△	72
〃 35年	433	2,316	1,172	1,144		72
〃 40年	460	2,121	1,036	1,085	△	195
〃 45年	490	2,097	1,008	1,089	△	24
〃 50年	532	2,136	1,027	1,109		39
〃 55年	564	2,249	1,082	1,167		116
〃 60年	707	2,455	1,251	1,204		206

第一回国勢調査

た。

わが国初めての国勢調査が、大正九年十月一日午前零時を期して全国一斉に行われた。鳴沢村では郡役所で調査の趣旨や調査方法などについて指導講習を受けた、梶原賀重郎村長や統計係職員が中心となって、鳴沢・大田和両区より選任した調査員を指導し、全村民に調査の趣旨の徹底を図り協力を求めたので、調査は順調に行われ、確実な現住

世帯数や人口の動態を把握することができた。

ところで第一回国勢調査の結果は、世帯数三百七十一、人口一千八百七十六人で男九百一十一人、女九百六十五人となり、前年に比べて世帯数百九世帯、人口七十一人増加した。なお国勢調査は五年ごとに行われ、第二回は大正十四年十月一日に行われ、世帯数三百六十六(前回比五戸減)人口一千八百六十五人(前回比十一人減)男八百九十八人(十三人減)女九百六十六人(増二人)であった。それより昭和に入り五年より六十年までの五十五年間に十二回行われた。その結果は別表の通りで、昭和六十年には七百七世帯の二千四百五十五人となり、前回の昭和五十五年比し、百四十三世帯、二百六人増加している。

過疎化の進む山間村の多い中で、鳴沢村は工場誘致により仕事と収入の場がふえて、人口も増加し定着しているが、村ではこ

の傾向を維持するため、特に困難な宅地の確保に力を注いでいる。

### 関東大震災発生

大正十二年（一九二三）九月一日、午前十一時五十八分に発生した関東大震災は、京浜地区を中心に直撃し、広範にわたり壊滅的の打撃を与えた。

震源地は、相模湾西北部の海底で、マグニチュード七・九という規模で、震度六の烈震をおこした。このため被災者は三百四十万人に上り、死者・行方不明者十四万二千八百人、負傷者十万三千七百人、家屋の全半壊二十五万四千六百戸を数えた。また京浜地区では地震とともに十数カ所から火災が発生し、三日間にわたり燃えつづけ、四十四万七千戸が焼失し、多数の焼死者を出した。

このような未曾有の大災禍の中で、朝鮮人や社会主義者による暴動が発生したという流言が乱れ飛び、被災者を恐怖におとし入れ各地に大混乱がおこったので、関東一帯に戒厳令が敷かれ、軍隊の出動によってようやく秩序が維持された。

### 本県の被害

『大正山梨県誌』によれば、地震発生の一日から三日にかけては昼夜の別なく、百七回の強弱余震がつづき、全県的に被害が発生したので、住民は道路・公園・広場などに避難し、数日間は屋外で起居した。

被害は全県で死者二十人、負傷者百十六人、家屋全壊五百七十八戸、同半壊二千二百二十五戸で、被害の多かったのは震源地に近い郡内と、国中では甲府盆地の南東部であった。中でも南都留郡は被害最もひどく、死者六人、負傷者五十三人、住家全壊二百五戸、半壊五百八十八戸を出した。被害は郡の東部の中野、明見、忍野各村に集中的に発生し、西部の一带は比較的少なかった。なお全県的に道路、河川、耕地、山林にも少なからぬ被害があった。



さらに被災者を不安におとしめられた、朝鮮人や囚人の暴動の流言に、全県的に竹やりなどで武装した自警団を組織して警戒に当たったが、これはデマに終わった。中央線で京浜地区の被災者が多数流れこんだので、各駅構内に救護所を設けて救助に当たり、また県でも救護団を編成して壊滅した京浜地区へ急派し、救援活動に当たらせた。

### 大震災と鳴沢村

前述のように鳴沢村は、県内で最大の災害をうけた南都留郡にあったが、郡の西部は被害が比較的少なく、また火災の発生もなかったことなどで、人畜にも住家にも被害は少なかった。当時の村は鳴沢・大田和の二集落で、二百九十二世帯、一千八百三十六人という富士北麓の小村で、交通の便もわるく通信施設もなく、大田和区に吉田警察署鳴沢村林野巡査出張所があったが、ここにもまだ本署と連絡する警察電話さえなかった。

したがって大震災にも外部との連絡はとれず、各地の被災状況もわからぬままに、村民は次々に襲う余震におびえてみな屋外に避難し、堆肥の上や畑などに材木を並べた上で戦々恐々のうちに二、三夜を過ごした。

地震発生から三日目の九月三日になって、伝馬によってようやく船津との連絡がとれ「鮮人集団が道志村方面に迫り、囚人も各所で暴行を働いている」という情報もたらされたので、地震におびえた村内は不安と恐怖でパニック状態におちいり、右往左往する中へ区長から「すぐに全員安全な場所に避難せよ」との伝達が出され、村民はわれ先にと山林内にかくれ、また丸尾にひそむなど逃げまどい、数分間にして全村無人の集落となったが、間もなく鮮人・囚人の襲来説はデマとわかり、村民も生気をとり戻して家に帰り村内は平静にかえったが、鳴沢老人クラブ三浦楨太連合会長は「流言飛語におびえて村中揃って逃げ歩いたあの姿は、今でも目に見える思いがする」とクラブの思い出集に残している。

また震災のとき村長であった渡辺庭朔が、余震の中で書き留めた『地震記録』も残されている。「東海沖地震」の

發生が強く予想されている折柄、これを収載し“頂門の一針”としよう。

大正十二年九月一日（旧七月二十一日）

“地震記録”

西村屋 渡辺庭朔

維時大正十二年九月一日（旧七月二十一日）此ノ日払暁ヨリ豪雨ニテ家屋モ流サン凄シサ暫シハ通行モ杜絶スル様ノ降リモ一、二時間ノ後ニハ快晴トナリ本年ノ厄日二百十日モ平穩ニ迎ヘタリ区民モ嬉ンデ厄日ヲ祝フ、殊ニ区稅徴収日ニ当リ区长松次郎宅ニテ徴収ニ手伝フ、午飯時ニシテ配膳ニ向ハント思フ利那俄然地下ノ鳴動ト共ニ大地震アリ動揺スルコト数分間ト思ハル、此ノ瞬間ニ尿溜ノ水ハ二三割揺リ溢レ余リノ強震ニ各々屋外ヘト躍リ出シ五体ヲ支ヘン為メ桑樹、十六倉、又ハ南瓜棚杭杯ニ寄り避難セリ、間モナク二回目来リ劣ラヌ大震動ニテ後ハ緩ニ微ニ午後十二時頃マデハ幾十遍ノ襲来ヲ知ル、恟々トシテ皆積ミ肥上ニ又ハ材木ヲ横タヘテ畑中ニ露營避難セシナリ被害ハ大ナラザルモ村社ノ石灯笼ノ頭ハ落ち魔王神社石灯笼ノ頭皆落ち道祖神ガ傾キシ位、山道秋葉神社石灯笼、山登道ニ鎮座スル地藏塔及六地藏尊ハ皆倒レ墓地ノ石碑ハ三、四本ノ外永作所有ノ石碑ガ残リシノミ全部倒レ土倉ハ通玄寺及桂次郎ノガ最モ被害多ク共ニ東西両側ノ土壁ハ決壊ス殊ニ寺ノ庭ハ亀裂シタリ内街道々上ハ各所有ノ土手石垣等倒壊セリ、微動中ヲ上納ニ米ルモノアリテ之レヲ徴収シ黄昏トナル此ノ時東天ニ見ユルハ正ニ火災ラシク之レヲ震源地ノ噴火ナリト云フモアリテ夕飯トナル濟マシテ同宅ヲ出デ消防小屋前ニ来レバ消防隊ノ出動說ヲ為スモアリシガ地震跡ヲ憂イテ遂ニ其ノ說ハ立消ヘトナル。火災ハ益々熾カントナリ点火ナキ道モ不夜城ノ感アリ、翌二日トナリ風說ヲ聞ケバ震源地ノ噴火ト云イ一說ニハ東京市ノ全焼トモ云ヘリ。

激震後ノ社会ハ点灯ハナシ通信機關ハナシ何レガ真カ只風說ノ内新說ヲ待ツノミニテ三日トナレリ、引続キ微動

アリ山行クモノモナク其ノ被害ヲ調べ回ハルモノ東去西来スルノ様ハ只々活動写真ヲ見ルノ感ノミ然シテ午後二時前後ト思フ頃突然トシテ区内ニ起ル風説ニ鮮人約三千人襲来シテ慘殺スト云フ依テ逃ゲヨト一方ニハ警鐘ヲ乱打シ区长ヨリハ各々大鎌、鉄砲、其ノ他ヲ携帯出勤警戒セヨトノ云イ回ハシアリ之ノ音ニ老若男女皆逃ゲ失セリ斯クシテ互ニひら山ニ行ク野ニ行ク丸尾ニ行ク等其ノ立チ退キノ早キハ数分間ニシテ皆空家トシテ隠レタリ。

新説ニ又新説、東西ニ走ルモノ又ハ談シ合フモノ等実ニ戦国時代ヲ想出セリ斯クシテ消防部長外二、三名ニテ船津ニ至リ確メタルヲ村長へ報告スルニ鮮人二千人ハ道志村ニ来リつきよね村ニテ強盜、強姦、放火、殺人其ノ他ノ悪手段ヲ為シツ、本朝八時頃西上シツムアリト道志村長ヨリ郡役所ニ達シタリト、依テ鮮人ヲ喰イ止ムベク船津村ニ隣村ノ在郷軍人団消防隊等ノ応援ヲ需メシ為メニ出勤ヲ要求サレ茲ニ再ビ警鐘ヲ鳴ラシ本隊中ヨリ四十名ヲ率イテ各々大鎌、鉄砲等ヲ携へ船津ニ向ツテ出発シタルハ午後九時過ト覚ユ。跡ニハ守備消防区内ヲ警戒シ区会ヲ招集シテ区民ヲ一定ノ場所ニ避難スベク各組ニ一、二ヶ所ニ集合シ居ル様通知シタル杯狼狽ヲ極メ自宅ニモ義秀、くに、きよ、よしゑ、宣治、喜四郎、コト、ふゆ、寅雄、英夫、さき、伴藏、律子、等か集リテ半眠セリ、義秀ト自分ハ時々屋外ニ出テ見回ハル、夜半後ニ四人モ鮮人モ来ラズ安眠セヨトノ沙汰アリテ安眠四日トナリテ始メテ虚説ナリシヲ知ル、通信杜絶ニテ確報ヲ知ルヲ得サリシ所へ号外トカニテ黒板ニ書キ示スニ東京市全焼被害甚ダ大ナルコトヲ慥メ竝ニ再ビ心配起リテ親類、知己ノ安否ヲ氣遣ヘリ。

明ケテ五日ノ夕刻怪シム旅人來リ区长及村長ヲ尋ネシガ人心恟々タル折柄ナレバ之ヲポンプ小屋ニ收容シテ子守ス。又伝馬ヲ派シテ林野巡查ヲ呼び來リ訊問セシメテ前科者タルヲ知り翌日之レヲ警察送リトスル為メ徹宵警戒ス。村端ニハ二十名ノ消防隊ガ竹槍ヲ持チ三十分置キ交代ニテ警戒シ内ハ二十名ノ火之番ヲ為ス等実ニ狼狽大騒ギ之事、續イテ九月十日トナル茲ニ人員ノ都合ニテ火之番丈ケトナリ十四日マデ十名宛出勤シ区民ノ安堵ヲ期ス。微

震モ日二、三回宛ハ揺レリ然シテ以前ヨリ有リシチブスモ昨十三日避病舎ニ収容シタレバ新ニ心配ヲ起シテ日ヲ送ル丁度雨降リト流行病ノ為メ茲ニ一落段トシテ記録スル如上

大正十二年九月十四日午前十時執筆 渡辺庭朔

後トナリ震源地ハ大島ト熱海ノ中間ノ海底ニアリト知ル

### 皇太子殿下精進へご来遊

大正時代になつても富士北麓は、未開地が多く観光的にはほとんど顧みられなかつた。それが一躍観光地として内外から注目されるようになったのは、大正十一年十月皇太子殿下が精進湖畔へご来遊になつてからである。県でもご来遊を契機として、大正十二年から全国に向けて、富士山と五湖のすぐれた大自然の景観を積極的に宣伝するようになった。

皇太子裕仁親王殿下は、大正十一年（一九二二）十月三日、東海道線御殿場駅から自動車で、山梨、静岡両県境籠坂峠越えにご来県、中野村から忍野・上吉田・河口湖畔船津までのご通過の沿道は、日の丸の小旗を振つて奉迎する県民で埋まつた。

ところで当地、船津から精進までの間は道路未開発のため、殿下には自動車からボートにお移りになり、河口湖・西湖と水路をお渡りになつて西湖畔根場部落にご上陸、それよりご徒歩でいばらと溶岩礫の山道を進まれた。精進湖の地元上九一色村では、渡辺宗勝村長以下各団体代表が、チェア三脚と腕車一両を準備して、ご休憩地の御殿庭までお出迎えたが、ご健脚の殿下はこれらにはお乗りにならず、精進湖畔まで約八キロの山道をご徒歩でご通行になつた。

ところで鳴沢村は精進には隣接する地域であつたが、精進に至る通路が不備のために村内のご通行を願うことがで

きなかったので、殿下ご来籠の三日には、梶原賀重郎村長をはじめ村会議員、区長など村民代表と、在郷軍人会・消防組、青年団、処女会の各団体、小学校児童生徒など、あいにくの雨をつけて出発、大嵐村を経て足和田山の東端を越え河口湖畔に出て、河口湖と西湖を結ぶ道筋に整列、西湖・大嵐両村代表とともに殿下を奉迎、一同身近にご英姿を拝して深く感激した。

#### 観光開発に道路整備

皇太子殿下の精進湖畔ご来遊によって、富士北麓の各村は観光面の重要性を認識し、観光開発のため道路整備に力を注ぐようになった。中でも道路未開発のために、ご来籠の皇太子殿下の村内ご通行を得られなかった鳴沢村では、道路整備の必要を痛感し、特に交通の難所となっていた鳴沢―精進間の青木ヶ原樹海を貫通する道路の改修に着手した。

樹海内の通路は溶岩地帯で幅員も狭く、わずかに人馬しか通行できなかったが、村で拡幅整地を進めた結果、大正十五年なかばには一応車馬の通行ができるまでに整備された。樹海を貫く道路の整備によって、船津―精進間は車馬道となって直結されたが、こうして開通した船津―精進間を、最初に自動車で通過したのは、スウェーデンの皇太子グスタフ・アドルフ殿下ご夫妻であった。それは富士回遊軌道の馬車鉄道が鳴沢村の大田和まで乗り入れた時より半年後の大正十五年九月七日であつた。

それ以来精進、本栖の両湖には、内外の高官や政財界の著名人、有力者などが、相次いで自動車で来遊するようになり、富士五湖の一带は富士北麓のすぐれた観光地として、たちまち広く知られるに至つた。

なおこの路線には、大正十五年（一九二六）三月一日から「富士回遊軌道株式会社」によって、船津―小立―勝山―大田和間に、馬車鉄道が運転されていたが、一部区間は、軌道敷地未買収のため徒歩連絡を余儀なくされ、それに運

転車両も少なかったので業績は上がらず、『大正山梨県誌』によれば、この区間の年間収入は乗車賃一万二千五百円、貨物運賃八百円にすぎなかった。ところで富士北麓の馬鉄運輸が概して不振であったのは、乗合自動車の出現による影響も大きかった。北麓に乗合自動車が登場したのは大正六年で、そのスピードと快適な乗りごちが乗客を魅了し、たちまち旅客運輸機関の花形となり馬鉄を圧倒した。

富士回遊軌道も、船津―吉田間の馬鉄開業直後乗合自動車を兼営したが、この区間は他社との競争がはげしく、三十銭の料金を十銭に引き下げるを余儀なくされるなどして経営も行き詰まり、昭和二年十一月五日、堀内良平が社長、「富士岳麓電気鉄道株式会社」に買収されるに至った。このため船津―大田和間の馬鉄も休止となったが、昭和三年二月から富士岳麓電鉄によって、吉田―精進間に乗合自動車の運転が開始された。

#### 急展開する北麓の観光

富士と五湖の北麓の観光は、県と関係業者などの宣伝によってようやく一般の注目するところとなったが、これとともに大正十五年二月、上九一色村精進湖畔から鳴沢村地内小御岳に至る、富士林道両側の各百間通りの富士山原始林と、鳴沢村字富士山内の八十町歩、上九一色村本栖大室山の八十二町歩が、史跡名勝天然記念物保存法第一条により、内務省から天然記念物に指定保存されることとなったので、富士北麓はますます衆目を集めるようになった。

それに加えて船津―大田和間の馬鉄も姿を消し、昭和元年二月からは富士岳麓電鉄によって、吉田―精進間に時代の花形となった乗合自動車が運転されるようになり、交通の便が開けるとともに一般観光客も飛躍的に増加し、青木ヶ原樹海や鳴沢溶岩樹型などの観光資源も次々に脚光を浴び、辺村だった鳴沢村も観光地としてにぎわい、活況がみなぎっていった。

このように村に繁栄をもたらした道路は、現在国道一三九号線として立派に整備され、ひとり観光開発のみでなく

村の生活道路として、産業経済の発展と生活文化の向上を支える動脈としての役割を果たしている。

### 郡制と郡役所の廃止

大正期での行政上の大きな変革に、郡制と郡役所の廃止がある。

郡制は明治二十三年に制定されてから、三十四年間にわたって存続し、県と町村との中間自治体として県政を担ってきたが、郡を置くことによって事務の取り扱いが繁雑さを加え、また郡の行政上の需要が増加するにつれ、町村の分賦金などの負担も増大したので、町村の間に「郡は無用の長物」という見解が強まり、郡制廃すべしという声が広まっていた。

こうした動きを反映して、明治三十七年十二月第二十一議会に衆議院議員によって、郡制廃止の法律案が提出されたが審議未了となり、それより大正二年の第三十一議会に至るまでに数次にわたり内閣や衆議院議員から郡制廃止案が提出され、衆議院は通過したが貴族院で否決されてきた。しかし大正十年の第四十四議会で、原敬内閣によって提案した郡制廃止案がようやく可決され、同年四月十二日法律第六十三号により「郡制廃止ニ関スル法律」として公布され、勅令第四十四号により大正十二年（一九二三）四月一日をもって実施された。こうして郡制は三十四年を一期として姿を消し、郡は単なる国の行政区画として残された。

なお郡制廃止後そのままになっていた郡役所関係の官吏と郡役所は、大正十五年（一九二六）六月四日付、勅令第百四十七号により、改正された地方官官制が、実施された同年七月一日に廃止されたので、郡はここに行政区画から単なる地理的名称となった。

また郡役所廃止後は、郡長の管掌した事務のうち重要事項は知事が引き継ぎ、簡易なものは町村長に委ねられた。さらに郡役所廃止によって事務の増加する県庁では、郡役所吏員百六十八人のうちから県属四十七、視学五、技手十

三、主事補七など計九十二人を採用し、郡役所建物のうち東山梨郡役所は警察署（現在愛知県明治村に保存）に、西八代郡役所は市川大門町立実科高女校舎に充用、その他は各種公益団体に使用を許すこととした。

南都留郡役所は谷村町（現・都留市中央三丁目一ノ二）にあったが、建物はとり壊され、その跡地には現在、甲府地方法務局都留支局がある。

### 普通選挙法の成立

国民の待望久しかった普通選挙法案が、大正十四年（一九二五）三月三十日、第五十議会で貴・衆両院を通過成立し、同年五月五日法律第四七号として公布され、ここによりやく普通選挙は日の目をみるに至った。

普通選挙では、選挙の要件を帝国臣民の男子にして年齢二十五歳以上のものは選挙権を有すとし、従来の直接国税三円以上を納めるものという、納税要件を撤廃したが、婦人および朝鮮人・台湾人の参政権は認められず、また生活困窮者、季節的移動労働者も除かれるなど、完全な普通選挙とはいえなかった。

普通選挙によって有権者は激増し、当時の制限選挙による県下の有権者は約三万三千人であったのが、一躍十一万七千三百六十九人と実に三・五五倍となった。鳴沢村でも七十三人の有権者が五・二倍の三八〇人に達した。なお本県では同年四月三日県民有志約五百人が甲府舞鶴城内二の丸に参集し、「普通選挙通過県民大祝賀会」を挙行し、永年の宿願を達成した喜びの祝杯をあげた。

この普通選挙制による最初の選挙は、昭和三年（一九二八）一月の衆議院解散により、同年二月田中義一内閣によって行われた総選挙で実施された。また県では、大正十五年六月に改正された「府県制・市町村制」により地方選挙にも実施されることとなったので、昭和二年十月執行の県会議員選挙（県議會議員）から実施された。



## 第二節 昭和前期

第一次大戦中に好況の波に乗ったわが国経済は、大正九年の反動恐慌を境に不況に転じ、大震災恐慌を経てから昭和初頭まで慢性的の不況が続いた。

しかも大正天皇は、大正十五年もおし迫った十二月二十五日崩御され、皇太子裕仁親王殿下（今上天皇）が踐祚して昭和と改元されたが、昭和元年はわずかに七日間で終わり、諒闇のうちに昭和の新世を迎えたが、県内は反動恐慌による生糸の値下がりから繭価が暴落し、養蚕農家の打撃は大きく、いずれも苦境に沈んでいたところへ、震災による損害を受けた中小金融業者も金融恐慌に見舞われ、取り付けにあつて休業閉店する銀行が続出し、昭和二年四月には一斉休業を余儀なくされた。さらに昭和四年に米国の株式暴落に端を發した世界的不況が翌五年にはわが国にも波及し、特に農村の打撃は大きく農産物の下落で不況のどん底に落ち込んでいった。

### 満州事變の勃発

こうした情況のなかで昭和六年（一九三一）九月十八日、満州国奉天郊外柳条溝で南満州鉄道爆破事件が発生し、これが満州事變の発端となった。早くから満州支配の野望を抱いていた軍部は、政府の事件不拡大の方針を無視し、翌七年九月までに奉天など四省を制圧して中国から分離し、清朝の廢帝溥儀を皇帝にまつりあげて、満州国を創建した。

これに対し国際連盟は、昭和八年二月、四十余カ国の賛成決議をもって、満州における主権の確認と、日本軍の満州からの撤退を求めてきた。わが国は国際連盟を脱退し、大陸制覇に向けて猪突盲進したが、これがわが国が破滅に向けて踏み出した第一歩であつた。

事変の拡大とともに前線への出動部隊が増加するにつれて、本県からの出征将兵も多くまた戦死者も出したが、この時期は前記のように農山村は窮乏をきわめていたので、事変の重大性を考えるものは少なく、多くは不況の荒波をかぶり行き詰まる生活の前途に不案を抱いて、その対策に苦慮していた。

### 村の三役、村議会の当選者

こうして軍事色の強まる中を村では、昭和五年（一九三〇）七月二十七日、普通選挙制による初の村会議員選挙を行い、新有権者も初めて村政に参与した。

大正期より現在に至る間の村の三役、村議会の当選者は次の通りである。

### 村長

就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日	氏名
明治卅・五・二	大正三・四・一	渡辺 繁 範	〃 八・二・元	〃 九・九・八	渡辺 将 登
大正三・四・二五	〃 四・四・六	渡辺 健 幸	〃 九・九・三	〃 一〇・一〇・元	小林 修 多
〃 四・四・二四	〃 六・二・二三	小林 鶴 吉	〃 一〇・一〇・三〇	〃 一・五・三〇	渡辺 伝 治
〃 六・三・二四	〃 七・九・三元	渡辺 民之甫	〃 一・五・三三	〃 一・二・一〇	佐藤 好 藏
〃 七・一〇・一〇	〃 九・三・六	梶原 賀重郎	〃 二・二・二七	〃 三・八・七	小林 豊 義
〃 一〇・一・二三	〃 一四・一・一一	梶原 賀重郎	〃 三・八・二	〃 三・二・二〇	渡辺 庭 朔
〃 一四・一・三三	大正二五・三・一	渡辺 匡 知	〃 三・二・二七	〃 三・二・二五	渡辺 富 明
大正二五・三・二	昭和四・一・四	佐藤 好 藏	〃 三・二・二〇	〃 一四・八・五	小林 才 一
昭和四・一・五	〃 五・一・七	渡辺 福 員	〃 一四・八・六	〃 一六・三・三〇	梶原 昇 平
〃 五・二・七	〃 五・九・元	渡辺 福 輝	〃 一六・四・七	〃 一七・三・元	渡辺 将 登
〃 五・一〇・七	〃 六・八・五	渡辺 勢次郎	〃 一七・四・七	〃 一七・三・元	渡辺 勝 利
〃 六・九・五	〃 八・二・二四	小林 孝 賢	〃 一八・一・一〇	〃 一八・一・九	渡辺 達 誉
			〃 二〇・一・一〇	〃 二〇・一〇・一〇	渡辺 富 明
			〃 二〇・二・一八	〃 二一・二・三〇	渡辺 富 明
			〃 二一・四・一〇	〃 二二・四・三	三浦 伝 作

第五章 大正・昭和時代

大正										昭和									
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・四・五・一	二・三・四・二六	三・三・五・一	二・二・六・五	〇・四・四・五	八・三・三・六	七・四・四・五	六・四・四・二六	五・二・二・一九	三・三・三・三五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・四・二・三〇	二・四・四・七	三・三・三・三	三・三・四・三	二・一・五・七	〇・四・四・一	九・三・三・六	七・二・二・五	六・四・四・七	三・二・二・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
渡辺 岩太郎	渡辺 福員	渡辺 将登	渡辺 匡知	渡辺 貴曾次郎	小林 重次郎	渡辺 彰	渡辺 輝	渡辺 吉	渡辺 卯之甫	小林 美知	小林 知道	渡辺 善四郎	小林 利隆	渡辺 英一	渡辺 元貞	渡辺 輝一	渡辺 信一	渡辺 廣	渡辺 静憲
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八・一・三・三	七・三・三・三	六・二・二・六	五・三・三・九	四・二・二・四	三・八・二・五	三・一・二・七	二・二・二・六	一・三・三・六	〇・八・二・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九・三・三・五	八・一・一・六	七・三・三・六	六・二・二・〇	五・二・二・〇	四・二・二・〇	三・五・三・三	三・一・三・三	二・二・二・〇	一・三・三・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
渡辺 貴広	渡辺 猿加愛	三浦 伝作	小林 為広	渡辺 武伝	渡辺 武正	渡辺 元貞	渡辺 富明	佐藤 信吉	渡辺 平和	渡辺 伊瀬松	小林 才一	渡辺 達誉	小林 修多	渡辺 伝治	三浦 栄次郎	渡辺 勢次郎	梶原 昇平	小林 孝賢	稻田 米造























## 国道八号が開通

昭和四年（一九二九）七月政友会田中義一内閣が退陣し民政党浜口雄幸内閣が成立、新内閣の命を含んだ平田紀一が知事として着任した。平田は十月の県会へ提案した、国中と郡内を直結する国道八号線付替など三路線改築案が、多数政友派によつて否決されるや、政友派で郡内の渡辺文平（船津）、奥孫三郎（谷村）、星野喜照（広里）の三県議を、各地域の利権で誘つて脱党させ、翌五年八月の臨時県会で可決、十月から失業救済事業として着工、翌六年五月には頂上のトンネルが貫通し、九月二十五日には砂利道ながら御坂国道として全線が開通、十一月二十日には甲府から黒駒村十郎橋まで自動車も運行され、翌七年一月から甲府―船津―吉田間にバスも運転された。

とにかく御坂国道の開拓については、政友、民政兩政党的党利党略が露骨に表れたものとの批判もあったが、従来甲府方面との連絡には、大月經由中央線利用で一日がかりの行程しかなかった。吉田など富士北麓の住民にとつては、わずか二時間で連絡できるようになった国道八号の開通は、何ものにもかえ難い画期的な大事業として歓迎された。

## 満州移民と経済更生

こうした間にも満州事変は拡大の一途をたどり、また農山村の不況は一段と深刻化していった。これが対策として政府は昭和七年、満州の実質的支配を狙いとした「満州武装移民」の送出と、農山村の不況打開策として「農山村の自力による経済更生運動」を計画実施した。

満州移民については本県では、昭和八年（一九三三）六月、武装移民四十三名を選んで送出、支那事変の勃発した昭和十二年からはじまった「満蒙開拓青少年義勇隊」にも、昭和十四年（一九三九）二月、第一回として全県より百六十五名の隊員を募つて送出した。また農業移民も計画を拡大強化し、農民のほかに商工業者も含めた分村移民とし

て、昭和十五年までに三百八十八戸を送出し、さらに一村または近郷を一括した分郷により「山梨村」を建設するよう、五百戸送出の分村計画をたて十数カ村を指定して順次実施した。

本村からもまたこれらの移民計画に、幾人かの青少年や農業者が参加渡満したが、太平洋戦争に突入し戦局が悪化するとともに、国内の日常生活も半ば破壊されたような状態となっていたので、すべての移民計画も行き詰まり、『山梨県政七十年誌』によれば、移民の送出は開拓移民一千八戸、青少年義勇隊員一千五百九十六名、報国農場隊員二百四十七名にとどまった。

また昭和七年度から五カ年計画で実施された、農村の自力による「農山村経済更生運動」に、鳴沢村も昭和十一年度に指定されて、農家負債整理、農業経営の改善、生活改善など、村の経済立て直しに必要な実施項目を定め、挙村一致実行に移したが、事変の拡大に伴い戦時色が急速に進む中であつては、成果も思うにまかせぬものがあつた。

#### 教員給与未払いや欠食児の増加

この期の農山村の窮乏状態につき立憲政友会山梨県支部が、昭和七年十一月行つた「時局匡救ニ関スル調査」の結果によれば、不況による町村民の担税力の低下により町村財政が極度に窮迫し、そのしわ寄せをくつた小学校教員の俸給未払いが、七年六月までに六十七カ村、八十二校を教え、未払金額は十一万四千九百八十三円（一千三十二人分）に達し、二―三カ月の不払いが最も多く、八カ月分という未払いも二校あつた。

また山間村を主として欠食児童も多数現れた。政友会県支部の調査では全県下六百人の欠食児童中約七〇%の四百十四人が貧困による欠食児童であつた。この時代を生きた鳴沢村老人クラブの渡辺千代子会員は、当時の欠食児の一端を、同クラブの「私たちの作品集」に次のように寄せている

#### 昭和初期冬の夜



2・26事件の戒嚴司令部

一枚の紙を脳裡に広げ 過去への想念にひたる、貧、飢餓、白い頭の中の紙へ、めぐる走馬灯のように 浮かんでくる遠き日の古里 ひじろ（いろり）にとろ火がわびしく燃える 一米余の新雪明かりに 五しょく（五ワット？）の灯があらむ ヨーメシヨ 喰いたいな！「腹がへった」 そんな子供の声に、母親の罵声がとぶ 「早く喰いたかったら、鍋でもつかける」炭俵を編むのをやめて 干葉をうでた菜をきざむ母親 お荒神に鉄鍋がかかるとほっとする子供達 干葉を入れた鍋が煮えたつと モロコシの粉を入れかきまわす。 ウツカケ（味噌汁の中にトウモロコシの粉を入れたもの） 「もう一杯喰いたいな」「今夜あこれっきりしかないじょ」 子供はひじろに落ちこぼれていた芋を拾って喰いながら ひだるいときには ますいものなし ひだるいな！

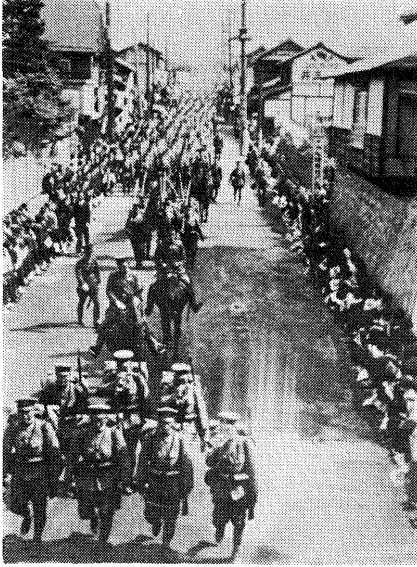
### 郷土部隊の出勤と銃後活動

昭和八年（一九三三）三月、わが国が国際連盟を脱退すると同時に、国防の緊急性が強調されて一般に非常時ノという意識が高まった。そして全国的に主婦を動員しての「国防婦人会」づくりがはじまり「鳴沢村国防婦人会」も結成されて、留守軍人家庭の農作業援助、前線将兵への慰問、国防献金拠出などの活動を始めた。

満州事変の進展で戦時体制の進む中で、昭和十一年（一九三六）二月、青年将校による二・二六事件の反乱があり、これに関連した第一師団の満州移駐で、所属部隊の甲府四十九連隊の将兵二千名も同年五月出勤、また支那事変の勃発とともに昭和十二年九月には、予・後備役兵で編成された第四百四十九連隊（津田部隊）も中支に出動、上海で敵前上陸戦の後、南支方面に転戦したが、同部隊は戦時編成の三千五百名で、そのうち一千六百名が山梨県人で、鳴沢村からの出征者も多かった。

津田部隊は、昭和十二年（一九三七）十二月南京に入城、さらに





歩兵第49連隊の満州派遣

翌十三年春から北支派遣軍の徐州攻略戦に呼応し、揚子江をさかのぼり徳安一带に戦線を進めた。この時部隊長国方慶三大佐と交代し、徐州、漢口作戦に参加した後、昭和十四年暮れ、帰還命令を受け翌十五年二月甲府に帰還解隊したが、昭和十二年出陣以来の戦死者は一千四名、戦傷者五千余人に上り、戦死者の中には本村出身者も三名含まれている。

また支那事変は、中国の首都南京の占領で拡大の一途をたどり、中国の頑強な抵抗によって事変は泥沼にはまり長期化の様相を呈した。

こうした戦局に対処し銃後活動を強化しようとする政府の方針により、昭和十二年九月、村では渡辺富明村長を中心に各団体を動員し「国民精神総動員運動」を展開し、軍人家族の慰問、農事作業の援助などを行った。また昭和十

三年（一九三八）四月「国家総動員法」が公布され、次々に国家諸統制が実施され長期戦に備えての戦時体制づくりが進み、国民生活も次第にその枠内に包まれていった。

なおこれより先昭和十一年（一九三六）二月一日には「富士箱根国立公園」として、山梨・静岡両県にわたる富士地区の面積六万一千七百二十六畝と、静岡、神奈川両県の箱根地区六千八百三十二畝が指定されたが、戦時統制下においては、観光施設などは不急としてほとんど顧りみられないことはなかった。

また、昭和十三年九月から毎月一日を「興亜奉公日」と

し、「国民生活要綱」が定められたので、村ではそれに従い早起き励行・傷病兵慰問・慰問袋の作製発送・節約貯金・勤労奉仕など集団で励行した。さらに昭和十四年九月には、山梨県条例により鳴沢村部落常会と隣保組を設け、貯蓄と勤労奉仕を主に活躍した。

さらに同十四年四月には戦局の進展に対応し、県一本の防空体制として「山梨県警防団」が設置され、村でも「鳴沢村警防団」を組織、末端組織として全家庭の主婦を動員し「家庭防火班」を設けた。こうして警防団は防空演習に出動し、警報伝達・灯火管制・防空消防・待避・救護などの基本訓練を実施、また家庭防火班は家事も顧みず、筒袖モンペに防空頭巾といういでたちで出動し、バケツリレーの消火訓練・火叩き、警報連呼などの訓練を実施して万々に備えた。

### 食糧の統制と遅配欠配

昭和十二年に支那事変が勃発するとともにわが国経済は統制経済に入り、重要物資は配給制度となり、不急物資には制限が加えられ日常生活は不自由となつていった。殊に十四年から十七年にかけては、十三年四月公布された国家総動員法による統制が矢つぎ早に実施されて、国民生活を強く締めつけていった。

中でも食糧の米の統制は本県では昭和十五年（一九四〇）七月から実施されたが、米の配給量は大人一日分二合三勺（三三〇グラム）で、老幼者は配給量を減らされたので、本村のような米・麦作のない、平均五〜六割の雑穀・芋類だけの畑作農家には打撃であつた。統制はさらに進み昭和十七年から雑穀・芋類も統制されたが、本村でも主労働者の多くが召集・徴用されていたので、農作業も食糧確保もすべて婦人と老人によつて維持されてきたが、労働力の低下と農用資材の不足もあり、昭和十五年から終戦直前までの五年間に、普通畑は百七割と四四％も減反した。

このような状況から食糧難はますます深刻化し、終戦直前には配給量は一〇％減の二合一勺（二九七グラム）に減り、

雑穀等の作付面積と収穫量

年次 種別	昭和 10 年		昭和 20 年	
	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高
馬鈴薯	ヘクタール 35.0	トン 394.0	ヘクタール 58.5	トン 230.0
大豆	14.5	7.0	48.7	13.0
小豆	2.0	1.0	10.4	2.0
いんげん	33.0	23.0	29.0	5.0
とうもろこし	63.5	125.0	77.1	46.0
だいこん	10.0	139.0	13.0	73.0

鳴沢村勢要覧より

しかもそれすらも遅配・欠配続きで、栄養失調におちいる村民も少なくなかった。当時の村民の食生活について三浦象吉区長は「朝めしにもろこしの団子、昼めしに粟めし、夕めしにはほうとうが食べられたら最高の農家だ」と、鳴沢老人クラブ作品集の中でいっており、渡辺和吉老人クラブ会員は、当時の村民の主食はとうもろこしであったと老人クラブ作品集で次のように述べている。

(前略) 此頃の百姓で一番取れるものは、やっぱりとうもろこしと粟、そば、じゃがいもだつとうが粉として食うのはこの辺の人達の常でもあった。

唐もろこしを石臼で挽いて粉にして、それを団子に丸めてゆでて食わせてくれたのは当時の女衆の仕事の一つでもあった。

又やきもち団子といって、灰の中に入れて焼いた団子は格別の味のある団子だった。男は一人で山に行くときは、必ずこのもろこし団子が屋食で、胸がやける思いでも、外に之と言った食物もなさに毎日山に持っていった。

このように古くから村の主食であったとうもろこしも、十七年から米の代替え配給で供出割り当てとなったが、別表「雑穀等の作付面積と収穫量」に見るように、昭和十年とくらべて、昭和二十年は作付では十三・六割も増反しながら、収量は約八十割減の四十六割にすぎなかった。減反減収は労働力と肥料の減少によるためで豆類・馬鈴薯の生産も同様で、村民の主食は終戦前後にはとうもろこしから芋類や脱脂大豆にかわり、飢餓寸前に追い込まれていった。

その他の食糧品では調味料の砂糖が、切符制のトップを切つて昭和十五年(一九四〇)六月から、一カ月半斤という配給となったが砂糖は大半が輸入だけに戦局の悪化した、昭和十八年(一九四三)末ごろから輸入が途絶し配給は

立ち消えとなった。また味噌・しょうゆ・食塩などは十七年以降切符制となったが、このため村民が最も困ったのは食塩の入手が思うにまかせず、村民が唯一の調味料としていた味噌の仕込みができなくなったことであった。

なお牛乳・酒・ビール・食用油・卵、青果物・食肉などすべて配給制となったが、その配給も生産力や移輸入力の低下によってほとんど名目に終わった。

食糧の統制とともに国民生活を困難とした衣料は、昭和十七年（一九四二）二月に切符制となり、市部百点、郡部八十点というのが一人一カ年の需要量であった。袷四十八点、単衣二十四点、洋服は三ツ組一着五十点、長袖シャツ十二点というように、格付けされた点数に切符が引き換えで販売されたので、どの家庭でも間に合わず、古着を補修して使う外なかったが、その補修縫糸を買うにも切符を必要とした。こうした統制により衣料品はたちまち入手難となったので、食糧難の消費者たちは農家に手持ち衣料品を提供し、米や芋などの食糧といわゆる物々交換して飢えをしのいだ。生活必需物資の欠乏と並行して、人的資源の動員徴用も頻繁に行われた。特に中小商工業者は昭和十七年公布の「企業整備令」により先祖伝来の店舗をたたみ、なれぬ軍需工場や開拓移民に転出していった。

### 第三節 太平洋戦争

このような時局下にあっても対立する政友、民政の二政党は、中央地方を通じて党勢拡張の党争に明け暮れることが多かった。もちろん両政党とも国県政に寄与することはあったが、激しい党争の結果多くの党利党略の弊害を派生し、これが革新政党や無産政党などの進出を促し、また国家革新や政界浄化にはやる陸海軍青年将校らを実力行使にかりたてた。こうして昭和七年（一九三二）海軍青年将校らが決起して官邸に乱入、犬養毅首相を射殺するという五・



津田部隊盧山作戦に出撃

一五事件が発生した。

これを契機として軍部の発言力が強まり政局を左右するようになり、満州事変に続く昭和十一年（一九三六）の二・二六事件以後は政党勢力は全く地に落ち、やがて満州事変が支那事変に拡大し、長期戦の様相を濃くした昭和十五年（一九四〇）十月十二日、新体制の中核体として近衛文麿首相が総裁となつて「大政翼賛会」が発足するとともに、既成政党はことごとく解党した。なお各町村にも支部を置くこととなり、鳴沢村でも梶原昇平村長を支部長として「鳴沢村大政翼賛会支部」を結成、戦時下の翼賛選挙の執行などに活躍した。

#### 悪化する日米関係

支那事変は首都南京占領後もとどまるところなく拡大を続け、昭和十三年（一九三八）五月徐州を陥落し、十月に新首都漢口を占領、さらに南進しパイアス湾に上陸し広東を攻略した。また十四年には米英など各国が仏印を通して行っている、支那援護ルートを切断するため南寧をも占領し、その後は戦線の整理と維持に努めた。

こうして昭和十五年（一九四〇）三月には、米内光政内閣の援助で汪兆銘が南京で「国民政府」を樹立したことで日米関係が悪化し、米国が支那を援助する方針を打ち出した。このような中で日本は同年九月仏印への進駐を強行し、また日・独・伊の三国軍事同盟を締結した。米英蘭の三国は仏印進駐を日本の開戦準備とみて、昭和十六年（一九四一）まず米国が日本への戦略物資の輸出を禁止、在米の日本資産を凍結する措置に出た。

日本はなお米国との外交関係の打開に努力したがすべて空しく、米国は、日本軍の中国からの全面的撤退を主張して譲らなかつたので、日本は、これをわが国に対する最期の通告と受けとめて戦争準備を進めた。

### 真珠湾を抜き打ち攻撃

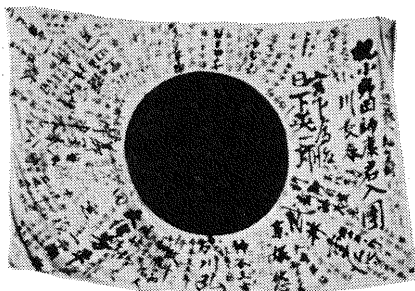
かくして昭和十六年（一九四一）十二月八日未明、わが国海軍は米国の太平洋艦隊の基地である、ハワイの真珠湾を奇襲攻撃し大打撃を与えて太平洋戦争に突入した。こうして満州国を含む東亜共栄圏建設の聖戦であるとし、大東亜戦争と称した。

太平洋戦争の緒戦はわが国に有利に展開して、昭和十六年末までにグアム、ウエーキ島と香港を占領、南方作戦では十七年一月マニラ、二月シンガポール、三月バタビヤ、ラングーン、スマトラを順次攻略、六月には、アッツ島を占領、次でニューギニア進攻、ミッドウエー島攻撃作戦を進めるなど、相次ぐ戦勝に国内は沸きかえつた。

しかし、わが国の各方面への進攻も勝利もここまでで終わつた。米国の物量にものをい寄せた反撃は予想より早くはじまり、昭和十七年（一九四二）六月のミッドウエー沖での海戦で、日本連合艦隊は航空母艦四隻その他を失うという決定的な大打撃を受けて敗退し、このとき早くも太平洋戦争の前途に暗影が差した。続いて同年八月にはわが軍南方の大拠点ガダルカナル島でも、上陸した米軍と死闘を展開したが敗れて同島を撤退したが、大本営はこれをひたかくし、軍艦マーチに乗せて戦勝と発表するだけで、国民は真相を知る由もなかつた。

### 強化された動員と徴用

こうした戦局に対応し、兵員と労務者動員が強化され、兵員の徴兵年齢は十九歳に引き下げられ、兵役年齢は四十四歳を四十五歳に引き上げた。また兵役は、徴兵検査の甲と第一乙が現役であつたのを、昭和十六年に第二乙まで、十九年に第三乙までを現役の対象とした。さらに兵役法を改正し十七歳以上を兵役に編入するなどして一般男子はほと



日の丸の旗に寄せ書き

んど軍隊に狩り出した。

このような兵力増強で、太平洋戦争突入の昭和十六年には二百四十一万人となり、十七年に二百八十三万人、十八年三百八十一万人と急増し、敗色濃厚となった十九年には五百三十七万人とふくれ上がり、終戦の二十年には本土決戦に備えるとして大動員が行われ、結局兵員の総数は七百二十万人と支那事変の昭和十二年の十倍にも達した。

なお、昭和十二年より同十九年まで八年間に、鳴沢村から動員された兵員は村の「動員日誌」によれば昭和十二年に二十九、十三年四、十四年十一、十五年七、十六年十八、十七年二十一、十八年三十、十九年十九の百三十九人を数えた。なお敗戦が確定的となった昭和二十年にも動員召集が強行され、次のように敗戦直前の七月六日までに三十二人が動員されている。

一月二十六日渡辺宗雄、二月十三日三浦正生、二月二十三日渡辺福本、二月二十七日梶原福雄、小林幸男、二月二十八日渡辺孝一、三月四日渡辺清、三月三十日渡辺金陸、渡辺弥生、四月一日渡辺武敏、四月五日渡辺子之甫、四月十一日三浦且治、渡辺次男、小林善市、渡辺正太、四月二十一日小林貞治、四月二十四日渡辺駒男、四月二十七日小林豊孝、小林正範、渡辺吉光、渡辺義行、四月二十九日梶原千秋、五月六日渡辺正徳、五月十六日渡辺末吉、六月六日渡辺政行、渡辺森雄、渡辺宣浩、六月八日渡辺栄太郎、七月四日渡辺菊雄、渡辺久徳、渡辺左久馬、七月六日渡辺敬知、七月十日小林美知、小佐野岩雄、渡辺太知、小林善男、三浦高男、渡辺寛良、渡辺英隆、渡辺清、渡辺彦男、渡辺基弘、八月四日清水政由

このような徹底的な動員による兵力の増強や、軍需工場への徴用により、銃後の労働力は当然あとに残された、婦女子や幼年者、老人たちが負担することとなった。そして昭和十七年には「国民勤労報国令」が出されて学徒の勤労



小学生の農作業

奉仕がはじまり、中学校五年、高等学校三年の学業年限を各一年ずつ短縮し、昭和十八年（一九四三）八月には「学徒勤労令」を公布し、中学校二年以下と小学校高等科生徒までを学徒動員の対象とした。また女子学生は「女子挺身隊」とし軍需産業へ徴用され、一般徴用も国民徴用令の改正で、各企業ぐるみ軍需産業に就労する。十五歳以上の男子すべてを動員するなど、全国民を根こそぎにする動員体制がとられたので、村では青壮年男子のほとんど全部が動員、徴用されていた。

ガダルカナル戦を転機として、米軍の反撃は日ごとに激しさを加え、昭和十九年（一九四四）六月、わが国の中部太平洋の中心基地であるサイパン島に上陸し、一カ月の激戦の後これを占領、続いてテニアン、グアム島などの要衝も占領した。このような悲報に強気一点張りであった東条英機首相も、ついにカプトを脱ぎ、首相の座を小磯国昭陸軍大将に譲った。

こうした間にも米軍の追撃は急となり、太平洋の日本基地を飛び石伝いに北上を続け、同年九月二十日にはついにフィリピンに迫りレイテ島に上陸占領した。さらに十一月にはサイパン島のマリアナ基地から発進した、米軍の爆撃機B29の九十四機によって首都東京が初空襲された。

昭和二十年日本の敗戦相次ぐ中を、欧州では同盟国ドイツが同じように東西の戦線で敗れ、五月には総統のヒットラーは自殺し連合国軍に無条件降伏した。太平洋戦線では一月に入ると米軍の本土空襲が激化し、二月にはマニラが奪取され、三月には硫黄島の守備隊が健闘も空しく玉砕した。さらに勝ちほこる米軍はとどまるところを知らず沖繩





甲府空襲の記事・山梨日日新聞

へ上陸し、全島を制圧し着々と本土へ迫った。

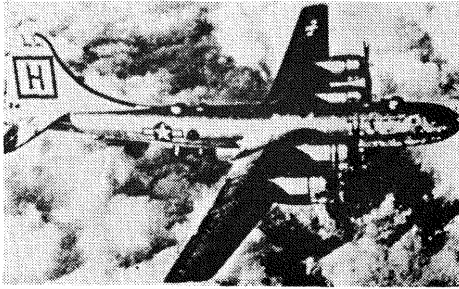
日本は「本土決戦」に最後の望みをかけてその体勢づくりに汲々とし、前出のような根こそぎ動員の強行で兵力の増強に努めたが、時すでに遅く、三月から開始された米空軍の夜間の焼夷弾爆撃によって、全国の主要都市が相次いで壊滅し、また交通も破壊されて生産力の低下した中で、国民生活は全く危機に瀕していた。

### 甲府空襲

このような状況の中で甲府市も例外でなく、七月六日午後十一時五十三分からB29百三十九機により、約二時間にわたり波状攻撃を受け、市内の六八%が戦災、焼土と化した。また死者七百四十人（経済安定本部の資料によれば一千二十七人）行方不明三十五人、重軽傷者一千二百三十九人を出し、一万八千五百五十戸が全半焼した。この間わが方の応戦は全くなく高射砲は一発も発射されず、六十三部隊の召集兵は市内国民学校へ分散疎開していた。

もちろん市民の注水消火訓練も、火たつき訓練も物の役に立たずB29の蹂躪（じゅうりん）にまかせ、防空壕や安全地帯へと転々移動避難するばかりであった。なお甲府空襲により隣接の石和、竜玉、昭和など十三町村にも、焼夷弾が投下されて、学校・役場建物をはじめ一般民家が焼失した。

また甲府空襲後も県下各町村が、米軍機による銃爆撃を受け少なからぬ被害を受けたが、中でも終戦二日前の八月十三日に大月、禾生（現・部留市）、下吉田を襲った、米艦載機グラマン十八機は、大月を中心に小型爆弾五十



富士山を目標に来襲したB29

個を投下し、大月町農業会、税務署、吉田武蔵航空工場、都留高女と民家二十九戸を全焼し、死者五十五人、傷者四十六人を出すという大被害を受けた。しかも死者のうち二十六人は都留中学と都留高女の学徒勤労報国隊員であった。このように甲府の空襲被害後、米軍機の空襲による県下各町村の被害は、死者七十一人、傷者六十六人を数え、建物被害も少なくなかった。

本村は米軍機の本土侵入コースの目標となったという、富士山の北麓にありながら全く無被害であったことは幸いであった。

こうして米軍機の本土空襲がますます激化する中で、軍はなお「本土決戦」を呼号してあがきつづけていた。これに対して連合国首脳部は七月二十六日ポツダム会議で、日本の降伏条件などを定めた「ポツダム宣言」を発表し、降伏を勧告してきた。日本はこれを黙殺したが、八月六日広島への原子爆弾の投下に続き、九日にはソ連が対日戦線に参加し、また長崎にも原爆が投下されて、ポツダム宣言という日本壊滅の事実直面したので、万策尽きたわが国は「国体護持」を条件としてポツダム宣言を受諾し、八月十四日これを海外に向けて放送した。この期に及んでも軍部の若手将校連は、なお一億玉碎を覚悟し、竹槍をもって本土決戦に当たらんと狂奔したが、八月十五日正午、天皇が放送した「終戦の詔書」がよくこれを抑え、満州事変以来十五年にわたった戦争はようやく終わりを告げた。

#### 本村出身の護国の勇士

支那事変と太平洋戦争に、各方面戦線で活躍散華した、鳴沢村出身の護国の勇士

第五章 大正・昭和時代

は次の通りである。(鳴沢村57年3月刊行『留魂録より』より)

戦病没者名	戦没	戦死・病没場所	年月日	遺族
小林伍作	日露戦争	清国清京省大溝東南	明治37・11・28	甥 長男 初泰一
渡辺景太	〃	〃 盛京省昌図付近	大正7・12・4	甥 ち義博
渡辺正義	〃	横須賀海軍病院	〃	妻 ち義博
渡辺孝雄	支那事変	満州国竜鎮県竜門鎮	昭和12・3・27	姉 やち義博
渡辺利又	〃	〃	〃	兄 孝一
渡辺新清	〃	中華民国江蘇省宝山県	〃	弟 豊孝一
小林秀春	〃	鳴沢村六九〇番地	〃	弟 孝一
梶原徳長	支那事変	中華民国河南省開封	〃	弟 永一
梶原貞正	〃	〃 山東省汶上県李家楼	〃	弟 永一
小浦寅輝	〃	〃 満州国牡丹江寧安県	〃	弟 正次
三浦寅輝	〃	下吉田町羽田医院	昭和17・6・14	弟 正次
小林宇一	太平洋戦争	広島陸軍病院	〃	兄 一朗
渡辺彰徳	〃	ソロモン諸島方面	〃	兄 延一
渡辺義徳	〃	大阪陸軍病院	〃	兄 延一
小林彰徳	〃	マリアナ諸島方面	〃	兄 延一
小林正旺	〃	中華民国湖北省冷水源	〃	兄弟 勝男
小林弘志	〃	濠州プロツクスクリーク	〃	兄弟 勝男
渡辺猛	〃	ソロモン諸島方面	〃	母 ち義博
小林弘志	〃	小立村日赤岳麓病院	〃	甥 美ち義博
小林勝利	〃	マインシャル諸島ブラウン島	〃	兄 美ち義博
小林猿加枝	〃	霞ヶ浦海軍病院	〃	妻 ち義博
小林猿加枝	太平洋戦争	ニューギニア島タミ川	〃	兄 重子





清	渡	小	渡	渡	三	渡	小	渡	稻	渡	小
水	辺	林	辺	辺	浦	辺	林	辺	田	辺	林
武	保	善	幸	茂	光	波	五	孝			正
久	信	正	衛	八	男	正	男	吉	実	清	義
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	太平洋戦争	〃	〃
鳴沢村九三八番地	鳴沢村二六四五番地	小立村日赤岳麓病院	シベリアコソモリスク収客所	鳴沢村三三八七番地	国立甲府病院	ソ連バルナウル第二収客所	〃ハルピン市開拓団会館	中華民國遼陽第二九陸軍病院	北支天津第一五三兵站病院	中華民国山東省兵站病院	ミンダナオ島ハラヒ部落
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和	〃	〃
28	27	22	22	22	21	21	21	20	20	20	20
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
8	6	6	5	2	8	5	3	11	10	9	9
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
15	6	7	5	19	23	27	8	4	19	28	26
妻	妻	妻	長女	長女	兄	妻	兄	弟	弟	父	妻
を	今	桂	藤井良子	勝	勝	ふ	喜	喜	吉	邁	ハ
せ						さ					ナ
い	子	子		江	晴	子	重	頼	男	太	子

### 第四節 戦後の村のあゆみ

#### 戦後の生活

昭和二十年八月十五日正午、天皇はラジオを通じて全国民に対してポツダム宣言受諾を告げた。十五年間にもおよんだ長い戦争が終わって村にも平和が戻ってきた。

しかし、村人たちは極度の食糧不足に直面していた。米の配給は大人一人につき一日に二合一勺が保証されるはずであったが、遅配、欠配つづきであり、配給されても米ではなく馬鈴薯などが代替え主食といわれて配られたので

ある。

それでも村にはもち・大豆・粟・そばなどの雑穀類があり都市に比べるとはるかに恵まれてはいたのである。だが、主食の米は村内では得られないので、雑穀と交換して入手した。米一俵に対してもろこしは三俵、大豆は二俵が当時の相場であった。食用油はそば粉との交換であった。衣料もまた同様の手段でないと入手できなかった。米を食べるときでも「えましむぎ」、つまりゆでた麦を二、三割混ぜて炊くのであった。

麦のないときは「コロリツバ」（ぎぼうしゅ・ぎぼし）などの山野草を混ぜた。これらは村に昔から伝えられていた食生活の知恵でもあった。また、燃料がなくて困っていた富士吉田地方では薪と米とを交換してくれたので村人は薪とりも欠かせない仕事になっていた。

その頃、肥料にする硫酸アンモニアの配給があった。しかし、堆肥、厩肥、落葉などを肥料としてきた村では、その使用方法がわからず米と交換した人もいた。雑穀を買いに行く「買い出し」、「カツギヤ」もまた多く村へやってきた。それらの人々は金銭のほか、衣料品、さとうなどをはじめとして村人が不足し、欲しがるものは何でも背負ってやってきた。その頃の物資の流通は原始的な物々交換が主流であり、通貨よりも物が価値を持っていたのである。

一方、日本を占領した連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は、日本の占領政策として、(一)、軍閥の解体、(二)、財閥の解体、(三)、農地解放を柱とする施策を命じた。これが日本の民主化への基本と考えたのである。

### 農地改革

村に直接関係があったのはやはり農地解放であった。村ではこれを「大化の改新」と言って画期的な大変革としてうけとめた。

昭和二十年十二月、政府は(一)、小作権の強化、(二)、金納の低率化、(三)、五町歩（五ヘクタール）以上の小作地解放を骨子と

する第一次農地改革案を占領軍に提案した。しかし占領軍はなお不満であるとして、勧告のかたちで「農地改革覚書案」を政府へ提示した。政府はこれに基づいて翌二十一年十月「自作農創設特別措置法」および「改正農地調整法」を公布した。これがいわゆる「第二次農地改革案」といわれたものである。

この法律では(一)、政府は地主から土地を強制的に買収し、原則的に元の小作人に売り渡す。(二)、地主の保有地を一反歩(十<sup>ア</sup>)とする。ただし北海道は四町歩(四<sup>ハ</sup>)。 (三)、買い上げ価格は、前年の十二月の価格に凍結する——が基本であったが、農業経営に必要な土地、未開墾地、牧野、採草地なども解放地の範囲にされた。不在地主の土地はすべてその対象となり、請け負い小作地も、耕作放棄地もまた解放されることとなり、農村は未曾有の大改革に直面した。村のなかで「大化の改新」といわれたのも当然である。

山梨県全体では解放予定面積一万六千四百四町歩を上まわる一万七千五百五十町歩を、昭和二十三年十月までに買収し小作人に売り渡した面積は一万六千五百五十町歩であった。(昭和二十三年県政報告書)

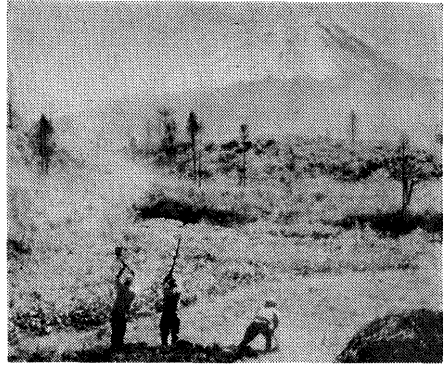
村では、昭和二十五年に二十四戸の小作農家があったというが明らかではない。昭和六十年十二月末現在四十七戸で二十八万一千四百十三平方呎の小作地がある。しかしこれが農地解放時からの残存小作地か、その後の契約になる借地かは定かではない。ただ、村内では信頼関係によって農地の貸借がされており、その実態はなお十分に明らかにされていない。

農地改革が村へもたらした「大化の改新」は数字的には決まらず、しかも明確ではなく、昭和二十三年十一月の「小作売渡計画」で見ると、同年は二件一千二百八十三坪八合四勺、二十四年七件九百八十八坪三合七勺、二十九年二町五反三畝十五歩の売り渡しがあつたとしている。

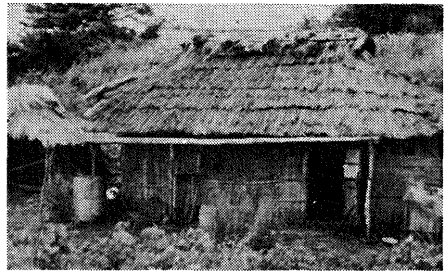
復員、引き揚げ者







入植当時の開墾風景



入植当時の住居

千八百町歩（九千八百町）二千戸の入植を計画した。

富士ヶ嶺開拓団の入植もそのひとつであった。富士ヶ嶺は昭和十八年ごろから軍馬用の乾草と、食糧増産のため県有地の払い下げをうけようと池谷源一らによって運動がされていた。終戦によって早期入植が方向づけられ、昭和二十年九月拓植団が結成された。

県は昭和二十一年五月拓植団を承認して開拓はその第一歩を踏みだした。事務所所在地

は南都留郡下吉田町（現富士吉田市）五一五五に置かれた。

鳴沢村からは昭和二十一年四月、約三十人が現地入りして鋤入れをはじめている。翌二十二年四月十日現在の鳴沢村出身者の入植状況はつぎの通りである。

組合名	員数	家族数	開墾面積	組合長
鳴沢第一	三一	三一	六、四町歩	渡辺明豊
鳴沢第二	二九	二九	八、〇	渡辺芳信
鳴沢第三	二八	二八	五、五	渡辺子之甫

ちなみに、この時点での総組合数は二十一組会員は四百六名、家族数は四百八十二名で開墾面積は六七・一町歩と

なっている。

昭和二十三年一月、県は「帰農組合整備要領」を定め、入植者の再選考も行われた。組合も富士ヶ嶺地区二十一組合は七組合に統合され、鳴沢第一、鳴沢第二、鳴沢第三、の村出身者の組合は中央組合（下吉田町）と共に南二条組合に再編されたのである。この時点の組合員数は五十六名、組合長は渡辺荘晴である。

開拓は必ずしも順調に経過はせず、文字通り血と汗との日々であった。その苦難に耐えた現在の富士ヶ嶺は、豊かな大自然に恵まれ、高冷地を生かした野菜づくりと酪農とで全国的に知られている。

さらに、現在は農地百二十八畝の再編造成を中心とする「畜産基地建設事業」が進められ面目を改めつつある。この地には現在村出身者三十四世帯百六十名（昭和五十六年五月）が生活を営んでいる。

#### 村内の開拓

一方、村内の開拓適地もまた開墾されている。昭和二十一年鳴沢区は馬草場の開拓に着目した。しかし恩賜林保護組合の管理地で正規な開拓とか払い下げは難しいとされた。食糧確保の緊急策ゆえに黙認のかたちで了解をとりつけたのである。そのために農民組合結成という手段を講じ小林義貞を組合長として同志を募った。これに応じて約三十名が参加している。三十名を第一部会約二十名、第二部会約十名に分けて第一部会はナガオネから西、第二部会はナガオネから東として開墾した。土地はさらに個人に割り当てて、一人当たり約一反五畝歩としたが、土地の状況により不平等が生じないよう特に配慮された。

したがって開拓総面積は四町歩くらいになった。作目は主食用の粟を主とし、馬鈴薯、秋そばなどであった。当時の食糧事情のなかでこの開墾地の果たした役割は大きかった。

しかし、昭和二十五、六年になって食糧事情が好転するにつれて、自然に放置されふたたび原野になってしまった

のである。

時の鳴沢区長清水高一のこの着目は村民を力づけたが、これに呼応して開拓組合の鳴沢農民組合を代表したのが前記の小林義貞、副組合長小林国一、理事小林且生、小佐野治茂、小林宇内、渡辺金陸である。

### 富士山頂の帰属問題

昭和二十六年十二月末、富士宮市の富士浅間神社は、大蔵省に対して富士山八合目以上を、宗教活動のために必要とするとの理由で譲与の申請を行った。

その申請の根拠は昭和二十二年四月制定された「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」であった。これは、戦後改革で宗教法人となった神社に、国有地を無償で貸し付けていることは政教分離の原則に反するということになり、明治政府によって国有地とした社寺地を旧に戻すということであった。無償払い下げは十五人で構成する「社寺境内地処分中央審査会」への諮問と、その答申を得て決定することとされていたのである。このことは直ちに地元はもちろん、県全体の問題としてとりあげられ、山頂を一神社の私有地とすることは許されないこととして猛運動を展開した。

村は、村内に字として富士山があるだけに当事者の立場にあった。反対運動は近隣町村、県と共にその行動は具体化し、県は十二月定例県議会において反対陳情を議決し、内閣・大蔵省・厚生省・衆議院・参議院に対して陳情した。その陳情文は次の通りである。

#### 富士山頂を私用地に譲与方反対陳情書

今回富士宮市所在富士浅間神社に於ては昭和二十二年法律第五十三号社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律第一条の規定に基き富士山八合目以上を宗教活動を行うに必要なりとして大蔵省に対して譲与方の申請書を提出いたしました由聞き及んで居りますが、富士山は周知の如く世界の名峰としてその麗姿は千古に映え、日本民族信仰の霊場として古来よ

り人口に膾炙され、社寺宗派を超越した清浄にして崇高な日本全体の富士山として朝夕渴仰思慕され今日に至りましたことは史実のよく立証する処であります。

斯る民族伝来とも言うべき日本国民の感情は、富士山頂を一社寺の私有に許し其の独占的に利用宣伝させるが如きことは到底忍び得ない処であります。

更に富士山を平和の象徴として普く世界に紹介し、内外人景観の中心地域となさんとしつつある国際観光の面から国立公園の整備を図らねばならぬ秋に当って一宗派へ占有を帰せしめ、其の一方的宣伝活動の地域と為すが如きは国立公園事業計画の方針を覆すものと断言せざるを得ないのであります。

概要以上の理由は、昭和二十二年勅令第百九号社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律施行に関する件第二条法第一条第一項及び法第二条第一項に規定する国有財産で、国土保安其の他公益上又は森林経営上国に於て特に必要があると認むるものは国有として存置し、前条の規定にかかわらず譲与又は売却をしないとの規定が適用されるものと思考されますので、何卒事情を充分御賢察願いまして、富士浅間神社の富士山八合目以上を譲与方の申請に対しては之れを却下されませう様、御取計いを頂き度反対の陳情を致す次第であります。

昭和二十六年十二月 日

山梨県議会議長 川口莊二郎

この陳情書にはさらに参考として信仰の来歴、登山道の開整(さく)の歴史、従前の国境論争、近年における公共施設等の設置状況などを付して反対陳情の妥当性を補強している。

これに対して昭和二十七年三月、審査委員会は山頂の国家公共性を認め、浅間神社が活動するに必要とする四万五千坪を譲与し、その他は国有地として保留するという決定をした。これを受けた国は同年十二月八日その譲与処分を決定したのである。

しかし、富士浅間神社はこれを不服として訴願を提起した。訴願に対する諮問をうけた審査会は十二月二十三日、これに対して八合目以上全部二百二十二万六千坪を神社へ譲与すべきとの答申を行った。この答申は県民のみならず

全国民の感情をはなはだしくゆさぶるものであった。

県議会は二十六日の本会議において直ちにこれに反対の意見書を議決した。

#### 富士山頂譲与反対に関する意見書

富士山は世界の名峯としてその麗姿は千古に映え、宗派を超越した日本民族信仰の霊場である。

富士山頂を一神社の私有に許し、独占的に利用宣伝の地域となすが如きことは国民感情の到底忍び得ない処である。

更にまた富士山を平和の象徴として普く世界に紹介し、内外人景観の中心地帯となさんとし、国立公園の整備を急ぎつつあるとき、一宗派へ占有を帰せしめる如きはその事業を根底より覆すものとしてかゝる暴挙に対し断固反対する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和二十七年十二月二十六日

山梨県議会議長 小田切 彰

大蔵大臣  
厚生大臣

この意見書提出と同時に、翌二十七日地元民約二百人が北口本宮富士浅間神社の神輿を担いで国会議事堂へデモを行った。

翌年一月二十二日県議会議事堂で県民大会を開き、「富士山頂私有化反対同盟」が中心となって猛烈な反対運動を展開した。二月五日は東京新橋駅前で国民大会を開き、関係機関へ陳情行進を決定している。問題は国家的見地から解決の方途を探す方向へ傾きつつあった。

二十八年十二月国会に行政監察特別委員会が開かれ地元も傍聴におもむいている。委員会は翌二十九年二月、全面積を神社所有地とすることは不適當ではないかとの結論をだした。

昭和三十三年三月八日この経過のなかで神社側は国の東海財務局長を相手に「富士山八合目以上国有地境内譲与申

請不許可処分取消請求」を名古屋地方裁判所へ提訴した。

名古屋地裁は昭和三十七年三月二十七日、富士山測候所などの公共用施設の敷地以外は神社へ譲与すべしと判決した。これに対して国は同年四月九日、これを不服として名古屋高等裁判所へ控訴した。

昭和四十二年七月九日、名古屋地裁の判決を大筋において認め、山頂の大部分を神社に譲与すべきである、の決定を行ったのである。

これに対して国は、国民感情がとらえられていないとして昭和四十二年七月三十一日、最高裁判所へ上告したのである。

昭和四十九年四月九日、最高裁は二審判決を支持し上告を棄却したのである。しかし、国が保有すべき面積は一万一千五百三十一坪一合五勺とされた。係争二十六年村民は一貫してことに当たってきたのである。

#### 新しい村づくりへ

戦後復興は経済政策の確立からその一步を踏みだした。昭和二十二年民間貿易が再開されたが、インフレーション対策のための封鎖経済はこれを緒として自立への動きとなった。

昭和二十五年六月朝鮮事変の突発は「特需景気」をもたらし、その後の産業発展の機となったのである。

経済復興は、戦後の諸制度の再編改革をくりかえしながら国民生活は安定への道をたどってきた。教育と文化が指標とされ、「平和にして文化的な日本」が、合言葉から実現への光を見出したのは昭和二十年代末となるのである。

この時代の村をめぐる状況の変化をたどってみよう。

昭和二十三年富士登山競争が始められ、二十五年には富士急行電線が吉田から河口湖まで延長された。そして富士五湖は全国観光地百選に第二位で入選し観光時代をむかえた。経済圏の拡大は行政需要を刺激して広域行政が求め



東富士五湖道路の開通

られたのは昭和二十八、九年からである。富士五湖市構想があったものの、立地条件の差などあって実現せず単村の道を選択した。近隣町では富士吉田市、都留市が誕生し、三十一年九月河口湖町が発足した。

この頃から自動車交通時代に突入し、昭和三十三年新笹子トンネルの開通は山梨の夜明けともいわれたのである。この年小学校は新校舎の落成をみている。

富士山頂払い下げ問題は二十六年十二月から、村を巻きこんだ大事件だったが結果的には四十九年四月までの大争議となり、村にとってはどうにもやりきれない事件であった。(別項)

村内を通過している「富士スバルライン」は三十九年四月開通、村へ直接的な恩恵は少ないが波及効果は着々と村の姿を変えつつある。むしろ、その年の国道一三九号の全線開通は大きな刺戟となったのは当然かもしれない。

一方国鉄中央線の改良工事、すなわち四十年の甲府―松本間の電化と特急「あずさ」の運行開始は別荘地の開発を促した。国中を結ぶ新御坂トンネルは四十二年開通、甲府、精進湖線開通は四十八年四月だが、村と国中との交流に大きく役立っている。これと前後して中央自動車道の富士吉田線の開通が四十四年三月、これはさらに六十一年部分開通の東富士五湖道路へと接続して村へ新たな刺戟を与えている。これは六十一年八月供用開始である。

東海自然歩道の完成、新宿、甲府間国鉄全線複線化は四十五年で、その



翌年河口湖大橋が開通し、自動車交通は鳴沢村を都心から二時間足らずの時間距離に置くこととなったのである。このことはまた、村をして新たな対策の設定と、その実現、進展を迫ることとなったといえよう。

### 総合計画の策定

昭和四十八年十月第四次中東戦争の突発を機として発生したいわゆる「石油ショック」は、それまで順調に進展してきた日本の産業界に大きな波紋を投じた。その翌年戦後はじめてマイナス経済成長をみせる。やがて狂乱物価時代を経過することとなった。

しかしこれらは国、地方団体を問わず将来展望の策定、物と心の均衡のとれた社会の形成を志向する機会でもあった。

昭和五十二年三月「鳴沢村総合計画策定会議」を設け、村の将来発展すべき方向と目標の設定、地域の特性に合致し、豊かで住みよい、しかも村民の福祉の向上に資する施策の策定を図ることとした。

計画は、村行政のすべての分野にわたって広範にかつ、質的に充実した原案が策定され、五月二十六日「鳴沢村総合計画審議会」に諮問した。これを受けた審議会は十カ月間の審議を重ねたうえ翌五十三年三月村長へ答申している。

この総合計画は昭和五十三年度から五十九年度までの七カ年間の村政の基本となってきた施策である。なお、答申に記された留意事項は村民からの要望事項とされた事項であるのでつぎにその答申全文を記しておく。

昭和五十三年三月二十五日

鳴沢村長 小林 道 殿

鳴沢村総合計画審議会

会長 渡辺建一

鳴沢村総合計画案について(答申)

昭和五十二年五月二十六日諮問された鳴沢村総合計画案については、本審議会において慎重に審議した結果、原案を妥当なものとして認める。

鳴沢村の将来発展すべき方向と目標を見定め、本村の特性を活かしながら、豊かで住み良い村づくりを推進するため、その計画実施の手段については特に次の諸点に留意せられたい。

- 一、鳴沢村の将来図については、若年労働力の村内定着推進と教育振興が取り上げられているが、産業振興による魅力ある職場づくりと教育振興は車の両輪であり、定住圏と定職圏を同一にするよう諸計画の誘導実施に努められたい。
- 二、土地利用を計画的に実施し適切な運営をはかられたい。
- 三、水資源は産業開発の最大要素であるので合理的開発に努力せられたい。
- 四、都市計画は快適な住民生活のための物心両面からの整備を行われたい。
- 五、道路、水道は生活、産業の基盤であるので長期総合的な視野にたった計画と実施を推進せられたい。
- 六、現代の情報化社会に対応可能な行政経済の広報施設の整備を推進せられたい。
- 七、住民の安全確保のための防災に努力せられたい。
- 八、郷土保全、自然保護について配慮せられたい。
- 九、産業振興は地域の特性を活かしたものを推進助長すると共に時代の要請に応え得る産業の開発推進策を樹立実施せられたい。
- 一〇、幼児保育、学校等の教育施設については施設を整備し次代を担う鳴沢村の人づくりのため万全を期せられたい。
- 一一、社会教育は、鳴沢村現代人の実践能力、積極性を高めるため重要であるので、一層充実するよう努力せられたい。
- 一二、うるおいのある人間、郷土をつくる芸術、文化の保存、造成向上に努められたい。
- 一三、生活環境を整備、美化すると共に住民意識の向上に努力せられたい。
- 一四、社会福祉の向上、充実は今後とも大きな命題であるので、これらの万全を期せられたい。
- 一五、長寿村、なるさわの継続的の発展を期するため、衛生対策、安全対策、健康対策にいつそうの努力をはらわれたい。
- 一六、鳴沢村の発展は住民の理解、協力、参加のもとに行政がどのように行われるかにかかっているので、行政体制の整備、合理化、近代化を更にいっそう推進せられたい。

一七、鳴沢村総合計画実施にあたっては、財政の適切な運用が不可欠であるので、所要財源の確保と効率的運用につとめるよう配慮せられたい。

一八、鳴沢村の村づくりは、村民のために、村民の手によって行われなくてはならない。このため村民総参加のもと、強力な協調体制によって目標を達成されるよう留意せられたい。

この答申をうけて村政は長期的視野にたつてその実現にむかうこととなった。計画策定は、上位計画、すなわち国レベルの全国総合開発計画、国土利用計画、首都圏基本計画から、県段階の山梨県長期総合計画、富士山麓開発基本計画、さらに地方生活圏構想、広域市町村圏構想などの関連構想、そのうえ自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律などとの調整を図りながら運用されるように策定されたのである。

策定から十カ年、鳴沢村は着実に確かな前進をしてきたのである。

#### 豊かで住みよい鳴沢村へ

住みたい村、住むことに誇りのある村づくりが進められてきた。大田和スポーツ広場の完成は昭和五十三年である。五十五年保育所が新築され旧小学校舎から移転した。懸案だった防災行政無線放送施設の完工によってきめ細かい情報伝達が図られることとなった。

富士北麓地方勤労青年センターの完工は労働福祉に大きな進展をもたらした。

この年十二月村民の愛唱歌として「鳴沢音頭」、「鳴沢慕情」を発表、翌五十六年二月正式に村の愛唱歌として制定している。

歌詞は別記の通りである。

村が別荘地として広く知られると共に、通過観光地からの脱却を図るため鳴沢村観光協会の設立（五十六年）がさ

## 鳴 沢 慕 情

作詞 石本美由起  
作曲 市川昭介



## なるさわ音頭

作詞 石本美由起  
作曲 市川昭介



昭和56年2月20日制定

鳴沢慕情 (作詞) 石本美由起  
(作曲) 市川昭介

一、人は愛して 身を捧げ  
人は別れて 遠くなる  
訪ねて 帰るふるさとの  
富士を 見あげて 涙ぐみ  
おもかげ探す 紅葉台

(以下略)

鳴沢音頭 (作詞) 石本美由起  
(作曲) 市川昭介

一、富士の高きよ 裾野の広さ  
裾野 鳴沢 花だより  
さくら つつじも 春化粧 ソレ  
(舞) ナルナル鳴沢 なにが鳴る  
富士のお山にこだまして  
踊る手拍子 シャンと鳴る

(以下略)

れ観光の新展開が図られてきた。鳴沢勤労者体育センターの落成、福祉バス富士桜号が運行を開始し、保育児、老人たちの行動圏も確保されることとなり大きな役割りを果たしている。鳴沢小学校の鉄筋化、防災行政無線の戸別受信機の各戸設置もこの年完成している。村民憲章は五十六年七月一日制定された。村民憲章は村づくりの理念であり、施策の基調として、また生活の実践指針として定着している。

昭和五十七年カヤツケ―大田和間の林道完成をみる。組合立湖南中学校の格技場の完工は学校体育の進展に大きな役割りを果たしている。

昭和五十八年二月鳴沢農業協同組合と大田和農業協同組合との合併が成る。農業振興の推進を担って鳴沢村農協が誕生した。事業は拡充し高冷地農業の、その特性を活かすため生産物の予冷保冷库を設置するまでに育ってきた。この施設の完成は昭和六十年四月である。

五十八年また小学校プールの利用度を高めるための上家の建設、井ビシ歯科医院の分院設置など福祉面での充実が図られている。

五十九年大田和公民館が鉄筋コンクリート二階建てになって完工し、社会教育の進展に大きく寄与した。また、鳴沢公民館も農協本所に合築の形で完成した。

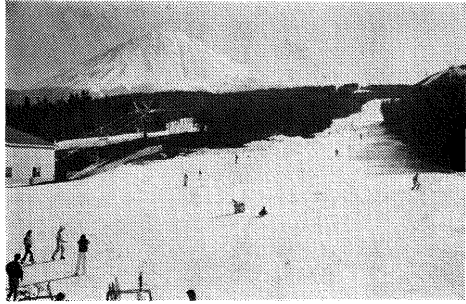
昭和六十一年の「かいじ国体」は開催地にはならなかったが聖火リレーに参加、各種スポーツは村内に定着したといえよう。

これらの成果のうえにたって、昭和六十一年三月第二次総合計画を策定、これは六十一年度から七十年までの十カ年を目標として、より希望のある、明るい村づくりの指針としている。この成果は早くも昭和六十二年三月竣工した鳴沢村保健センターに見られる通りである。

#### 新しい産業へ新しい観光

昭和四十七年九月「富士緑の休暇村」の開設は、滞留観光基地として、また研修施設として村へ新しい動きをもたらした。

また昭和六十一年十二月開設した「富士天神山スキー場」は富士北麓唯一のスキー場として注目されている。ゲレンデ二十三畝、全体面積六十五畝を有し平均斜度十三度、リフト四基を備えている。これらは休暇村の宿泊施設とセットされ観光の新展開をみせたのである。



富士天神山スキー場

さらに、別荘地として、開発された面積は四七八・八畝、七千三十七区画となり、六十一年十月現在の別荘戸数は一千六百九十五戸を数えるにいたった。富士観光開発株式会社の八二・八畝をはじめとする十八団地によって計画的に造成されている。なお、もつとも戸数の多い区画は富士観光第三団地の二百七十八戸である。

昭和四十年代から、都市中心だった工業は雇用確保、政策的調整などの結果、地方進出がめざましくなってきた。

昭和五十八年四月「日電アネルバ株式会社」が操業を開始した。本社は東京都、ポンプ・計測器・真空部品・電子銃などの製作工場である。六十二年一月の従業員数は三百六十二名である。

在二十七名が従業している。

昭和五十九年十月「仲精機株式会社」が富士工場を建設し従業員八十名で操業を開始した。本社は大阪府の守口市で精密工作機器装置の製造工場である。現在従業員数百十二名である。

これらの工場誘致は、富士山麓の清浄な空気と、恵まれた自然環境、整備されつつある交通網などの諸条件が満たされて達成されたのであり、かつての寒村はいま農林業と工業と、そして別荘地、観光地として夏季人口約九千人の村となったのである。